

## 2017年(平成29年)・第4回定例会・反対討論(案)

12月14日

日本共産党の(岩崎貴博)です。私は日本共産党議員団を代表して、各常任委員長報告に対する、反対討論を行います。

まず、議第86号・平成29年度大分市一般会計補正予算(第6号)についてです。今回の補正額は、36億2,800万円です。

障がい児通所支援事業や私<sup>わたくし</sup>立保育所等給付費の伸びに対応した扶助費の追加計上、9月の台風18号により被災した農業用揚水機<sup>ようすい</sup>施設の災害復旧費など必要不可欠な予算措置は賛同できるものです。

しかし、4款・衛生費、3項清掃費6目、ゴミ減量・リサイクル推進事業費として債務負担行為3億8,900万円計上されています。

指定ゴミ袋作製、保管・配送、受注・管理の業務委託であります。今年は事業実施から3年目となる制度の「見直し」がおこなわれましたが、施策の一部改善はおこなわれたものの、有料化は継続とのことであります。

家庭ごみの有料化は、消費税と同じく所得の低い世帯ほど負担が重くなる逆進性の強い制度です。そもそも家庭ごみの減量は、市民の理解と協働によって推進するべきであり、自治体固有の業務であるごみ収集を有料化して行うべきではありません。

8款・土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費には、大分市中心市街地祝祭広場整備事業費として、大分パルコ跡地用地購入費など23億円5,900万円が計上されています。

まず①用地購入費の取得価格に疑問があります。

用地購入費は不動産鑑定評価額に基づき23億2千万円となっています。しかし恵愛会(中村病院)は、平成24年に同地を取得した際は12億円で購入したと聞いております。

倍の値が付いている格好です。「価格は適正」と一辺倒の答弁ですが、市民感情としては12億円で取引されたであろう用地を23億2千万円で取得することは、どうしても納得できるものではありません。

#### ②契約の在り方についてです。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条では、法第96条第1項第8号の規定により、「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買い入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る)又は不動産の信託の受益権の買い入れ若しくは売り払いとする。」と規定されています。

今回の大分パルコ跡地の土地取得面積は、5,000平方メートル以下ではありますが、ここで規定されている予定価格の116倍に当たります。はじめて民間の競争入札に参加しての土地取得という特殊性も考慮し、当然、議会の議決に付すべき必要性があったと考えます。

#### ③財政調整基金の処分について疑問があります。

今回の土地の取得は財政調整基金積立金を処分して充当する予算計上となっています。一般的には、財政調整基金積立金の処分は、経済事情の著しい変動等により財政が著しく不足する場合や災害により生じた経費の財源などの不足額をうめるためなどの緊急を要する場合に処分すべきものと認識しています。

しかし、今回の土地取得においては、同土地取得の本来目的や計画はさだかではありませんし、緊急性も認められません。臨時的・一時的なワールドカップの「祝祭広場」としての取得となっています。財政調整基金積立金を処分する妥当性に疑問があります。

#### ④市民の理解と納得がされていないことです。

私は一般質問でも取り上げましたが、市長は先の臨時議会で反対は想定よりは多くなかったと答弁されております。しかしインターネット上でのアンケートでは、市が大分パルコ跡地

を買い、祝祭広場をつくることに、賛成の実に3.4倍の方が反対しております。また「憩いの広場なるものができて、駅前の活性化になったのも見たことないですしねえ」などの声を紹介したように、当初から懸念されたとおり、市民の理解と納得が不十分です。

以上の理由で、大分パルコ跡地用地購入費を含んだ、23億円5,900万円の大分市中心市街地祝祭広場整備事業費に反対いたします。

同じく8款・土木費、4項都市計画費、6目横尾公共団体区画整理事業費には債務負担行為として、1億4,000万円が計上されています。

この事業は、81.1ヘクタールを、移転対象戸数187戸のために、事業費約187億円を投じて、平成2年より進められてきた事業であります。幹線道路にアクセスせず、メリットの少ない事業である「横尾公共団体土地区画整理事業費」が、聖域とされたまま計上されていることには納得できません。

以上の理由で、議第86号・平成29年度大分市一般会計補正予算（第6号）について反対します。

最後に、陳情についてです。

平成29年・陳情第20号、ボートピア建設に反対する陳情についてです。総務常任委員長報告は不採択であります。

この陳情は、本市中央町にボートレースの場外舟券売り場であるミニボートピアを設置する計画について、設置反対を求めたものです。

ミニボートピアの建設により、青少年の健全育成への悪影響、ギャンブル依存症の助長、犯罪の増加への懸念があります。またこれまでの議会での議論では、ミニボートピア建設に反対する陳情を全会一致で採択している経緯もあります。以上の理由から、平成29年・陳情第20号、ボートピア建設に反対する陳情の不採択に反対します。

以上で反対討論を終わります。